

議案第143号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第145号

大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
の制定について

令和6年12月10日(火)
健康保険部保健所衛生課

改正の趣旨等

● 改正の趣旨

手数料見直し方針を踏まえ、大津市手数料条例（平成１２年条例第１２号）及び大津市化製場等に関する法律施行条例（平成２０年条例第４９号）に規定する衛生課が所管する手数料について、先般改正された滋賀県の手数料と同額に改正するもの

<所管法令>

食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、と畜場法、化製場法、生活衛生営業６法（理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法）、滋賀県遊泳用プール条例、温泉法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律

● 施行期日

令和７年４月１日

改正する手数料及びその内容 (手数料条例関係)

<食品衛生法関係：64件>

業種	手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)
複合型そうざい製造業 複合型冷凍食品製造業	許可申請(新規)	27,100	27,900	800
	許可申請(継続)	23,500	24,200	700
製造業(乳製品、清涼飲料水、食肉製品、氷雪、液卵、 食用油脂、そうざい、冷凍食品、密封包装食品、添加物) 魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、 食肉処理業、食品の放射線照射業	許可申請(新規)	23,100	24,300	1,200
	許可申請(継続)	18,200	19,000	800
飲食店営業 製造業(水産製品、みそ又はしょうゆ、酒類)	許可申請(新規)	16,800	17,600	800
	許可申請(継続)	13,200	13,800	600
製造業(菓子、アイスクリーム類、豆腐、納豆、麺類、漬物) 食品の小分け業	許可申請(新規)	14,700	15,300	600
	許可申請(継続)	11,600	12,200	600
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 食肉販売業 魚介類販売業、集乳業	許可申請(新規)	10,100	10,600	500
	許可申請(継続)	8,000	8,200	200

改正する手数料及びその内容 (手数料条例関係)

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係：4件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)
食鳥処理の事業の許可申請	20,000	21,000	1,000
食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可申請	11,000	11,600	600
確認規程の認定申請	5,700	5,900	200
確認規程の変更の認定申請	2,400	2,500	100

<と畜場法関係：4件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)
と畜場の設置の許可申請 (一般と畜1件)	23,000	24,200	1,200
と畜場の設置の許可申請 (簡易と畜1件)	11,000	11,600	600
獣畜のとさつ又は解体の検査 (牛(生後1年以上の牛をいう。)又は馬1頭)	420	480	60
獣畜のとさつ又は解体の検査 (豚、子牛(生後1年未満の牛をいう。)又は羊1頭)	210	240	30

改正する手数料及びその内容 (手数料条例関係)

<生活衛生営業6法関係：11件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)
理容所、美容所、クリーニング所開設検査	17,000	17,800	800
理容所、美容所、クリーニング所検査確認済証再交付	490	570	80
旅館業(季節)営業許可申請	12,000	12,600	600
旅館業(通年)、興行場、浴場営業許可申請	22,000	23,000	1,000
旅館業営業許可承継承認申請	7,500	7,800	300

<滋賀県遊泳用プール条例関係：2件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)(増額率)
遊泳用プール開設検査	8,000	9,200	1,200
遊泳用プール再開検査	3,900	4,000	100

<温泉法関係：2件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)(増額率)
温泉利用許可申請	36,000	37,000	1,000
温泉利用許可承継承認申請	7,500	7,800	300

<建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係：8件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)(増額率)
建築物衛生管理業登録申請(環境衛生総合管理業を除く7業種)	36,000	37,000	1,000
建築物衛生管理業登録申請(環境衛生総合管理業)	46,000	47,000	1,000

改正する手数料及びその内容 (化製場等に関する法律施行条例関係)

<化製場法関係：2件>

手数料を徴収する事項	現行 手数料(円)	改正 手数料(円)	増額(円)
化製場の設置許可申請	37,000	38,200	1,000
死亡獣畜取扱場又はこれに類する施設の設置許可申請	23,000	24,500	1,500

改正による収入見込み等

● 改正後の手数料収入額（見込）、収入増（見込）

関係法令	R5 申請数(件)	R5 手数料収入額(千円)	改正後 手数料収入額(見込)(千円)	収入増(見込)(千円)
食品衛生法	799	11,754	12,299	545
食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律	0	0	0	0
と畜場法	0	0	0	0
生活衛生営業6法	38	651	682	31
滋賀県遊泳用プール条例	16	62	64	2
温泉法	1	36	37	1
建築物における衛生的環境の 確保に関する法律	9	344	353	9
化製場法	0	0	0	0
計	863	12,847	13,435	588

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
○大津市手数料条例 別表(第2条関係)	○大津市手数料条例 別表(第2条関係)
30 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業の許可	30 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業の許可
(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>16,800円</u> (当該許可を受けた者が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可について申請する場合(以下この項において「継続営業の場合」という。)にあっては、 <u>13,200円</u>)	(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>17,600円</u> (当該許可を受けた者が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可について申請する場合(以下この項において「継続営業の場合」という。)にあっては、 <u>13,800円</u>)
(2) 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,000円</u>)	(2) 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,600円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,200円</u>)
(3) 食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,000円</u>)	(3) 食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,600円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,200円</u>)
(4) 食品衛生法施行令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,000円</u>)	(4) 食品衛生法施行令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,600円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,200円</u>)

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
(5) 食品衛生法施行令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(5) 食品衛生法施行令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(6) 食品衛生法施行令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,000円</u>)	(6) 食品衛生法施行令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>10,600円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>8,200円</u>)
(7) 食品衛生法施行令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(7) 食品衛生法施行令第35条第7号に規定する乳処理業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(8) 食品衛生法施行令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(8) 食品衛生法施行令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(9) 食品衛生法施行令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(9) 食品衛生法施行令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(10) 食品衛生法施行令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(10) 食品衛生法施行令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
(11) 食品衛生法施行令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)	(11) 食品衛生法施行令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>12,200円</u>)
(12) 食品衛生法施行令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)	(12) 食品衛生法施行令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>12,200円</u>)
(13) 食品衛生法施行令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)	(13) 食品衛生法施行令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>19,000円</u>)
(14) 食品衛生法施行令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)	(14) 食品衛生法施行令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>19,000円</u>)
(15) 食品衛生法施行令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)	(15) 食品衛生法施行令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>19,000円</u>)
(16) 食品衛生法施行令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>16,800円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u>)	(16) 食品衛生法施行令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>17,600円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,800円</u>)

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
(17) 食品衛生法施行令第35条第17号に規定する氷雪製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(17) 食品衛生法施行令第35条第17号に規定する氷雪製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(18) 食品衛生法施行令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(18) 食品衛生法施行令第35条第18号に規定する液卵製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(19) 食品衛生法施行令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(19) 食品衛生法施行令第35条第19号に規定する食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(20) 食品衛生法施行令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>16,800円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>13,200円</u>)	(20) 食品衛生法施行令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>17,600円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>13,800円</u>)
(21) 食品衛生法施行令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>16,800円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>13,200円</u>)	(21) 食品衛生法施行令第35条第21号に規定する酒類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>17,600円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>13,800円</u>)
(22) 食品衛生法施行令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>11,600円</u>)	(22) 食品衛生法施行令第35条第22号に規定する豆腐製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>12,200円</u>)

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
(23) 食品衛生法施行令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)	(23) 食品衛生法施行令第35条第23号に規定する納豆製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>12,200円</u>)
(24) 食品衛生法施行令第35条第24号に規定する麺類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)	(24) 食品衛生法施行令第35条第24号に規定する麺類製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>12,200円</u>)
(25) 食品衛生法施行令第35条第25号に規定するそうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)	(25) 食品衛生法施行令第35条第25号に規定するそうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>19,000円</u>)
(26) 食品衛生法施行令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>27,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>23,500円</u>)	(26) 食品衛生法施行令第35条第26号に規定する複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>27,900円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>24,200円</u>)
(27) 食品衛生法施行令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)	(27) 食品衛生法施行令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>19,000円</u>)
(28) 食品衛生法施行令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>27,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>23,500円</u>)	(28) 食品衛生法施行令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>27,900円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>24,200円</u>)

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
(29) 食品衛生法施行令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>11,600円</u>)	(29) 食品衛生法施行令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>12,200円</u>)
(30) 食品衛生法施行令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(30) 食品衛生法施行令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
(31) 食品衛生法施行令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>14,700円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>11,600円</u>)	(31) 食品衛生法施行令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>15,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>12,200円</u>)
(32) 食品衛生法施行令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,100円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>18,200円</u>)	(32) 食品衛生法施行令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>24,300円</u> (継続営業の場合にあっては、 <u>19,000円</u>)
32 理容師法(昭和22年法律第234号)及び美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく事務	32 理容師法(昭和22年法律第234号)及び美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく事務
(1) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査又は美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査 1件につき <u>17,000円</u>	(1) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査又は美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査 1件につき <u>17,800円</u>
(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証又は美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付 1件につき <u>490円</u>	(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証又は美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付 1件につき <u>570円</u>

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
33 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく事務	33 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく事務
(1) 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査 1件につき <u>36,000円</u>	(1) 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査 1件につき <u>37,000円</u>
(2) 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき <u>7,500円</u>	(2) 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき <u>7,800円</u>
34 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>22,000円</u>	34 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,000円</u>
35 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく事務	35 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく事務
(1) 旅館業法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>22,000円</u> (特定の季節又は一時的に営業する場合にあつては、 <u>12,000円</u>)	(1) 旅館業法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,000円</u> (特定の季節又は一時的に営業する場合にあつては、 <u>12,600円</u>)
(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき <u>7,500円</u>	(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき <u>7,800円</u>
36 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>22,000円</u>	36 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場営業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>23,000円</u>

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
39 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく事務	39 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく事務
(1) クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査 1件につき <u>17,000円</u>	(1) クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査 1件につき <u>17,800円</u>
(2) クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に 関する確認済証の再交付 1件につき <u>490円</u>	(2) クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に 関する確認済証の再交付 1件につき <u>570円</u>
41 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく事務	41 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく事務
(1) と畜場法第4条第1項の規定に基づくと畜場の設置の許可の申請に 対する審査	(1) と畜場法第4条第1項の規定に基づくと畜場の設置の許可の申請に 対する審査
ア 一般と畜場 1件につき <u>23,000円</u>	ア 一般と畜場 1件につき <u>24,200円</u>
イ 簡易と畜場 1件につき <u>11,000円</u>	イ 簡易と畜場 1件につき <u>11,600円</u>
(2) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ 又は解体の検査	(2) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ 又は解体の検査
ア 牛(生後1年以上の牛をいう。)又は馬 1頭につき <u>420円</u>	ア 牛(生後1年以上の牛をいう。)又は馬 1頭につき <u>480円</u>
イ 豚、子牛(生後1年未満の牛をいう。)又は羊 1頭につき <u>210円</u>	イ 豚、子牛(生後1年未満の牛をいう。)又は羊 1頭につき <u>240円</u>

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
44 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく事務	44 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく事務
(1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>20,000円</u>	(1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 1件につき <u>21,000円</u>
(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 1件につき <u>11,000円</u>	(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 1件につき <u>11,600円</u>
(3) 略	(3) 略
(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査 1件につき <u>5,700円</u>	(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査 1件につき <u>5,900円</u>
(5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査 1件につき <u>2,400円</u>	(5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査 1件につき <u>2,500円</u>

新旧対照表 (手数料条例関係)

現行	改正後(案)
48 滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年滋賀県条例第14号)に基づく事務	48 滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年滋賀県条例第14号)に基づく事務
(1) 滋賀県遊泳用プール条例第3条第1項の規定に基づく遊泳用プールの開設の許可の申請に対する審査 1件につき <u>8,000円</u>	(1) 滋賀県遊泳用プール条例第3条第1項の規定に基づく遊泳用プールの開設の許可の申請に対する審査 1件につき <u>9,200円</u>
(2) 滋賀県遊泳用プール条例第8条第2項の規定に基づく遊泳用プールの再開検査 1件につき <u>3,900円</u>	(2) 滋賀県遊泳用プール条例第8条第2項の規定に基づく遊泳用プールの再開検査 1件につき <u>4,000円</u>
49 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事務	49 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事務
(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号から第7号までに掲げる事業に係る同項の登録 1件につき <u>36,000円</u>	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号から第7号までに掲げる事業に係る同項の登録 1件につき <u>37,000円</u>
(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号に掲げる事業に係る同項の登録 1件につき <u>46,000円</u>	(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号に掲げる事業に係る同項の登録 1件につき <u>47,000円</u>

新旧対照表

(化製場等に関する法律施行条例関係)

現行

○大津市化製場等に関する法律施行条例

別表(第4条関係)

区分	金額
化製場の設置の許可	1件につき <u>37,000円</u>
死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設の設置の許可	1件につき <u>23,000円</u>
動物の飼養又は収容の許可	(略)

改正後(案)

○大津市化製場等に関する法律施行条例

別表(第4条関係)

区分	金額
化製場の設置の許可	1件につき <u>38,000円</u>
死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設の設置の許可	1件につき <u>24,500円</u>
動物の飼養又は収容の許可	(略)